

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正について

－ 令和4年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用等 －

概 要

令和3年11月19日

- NTT東日本・西日本が設置する第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定には、現在、長期増分費用方式を適用している。
- 現行の長期増分費用方式による接続料の算定は令和元年度から令和3年度までを適用期間としていることから、令和4年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料算定等について、長期増分費用モデル研究会や情報通信審議会における検討結果を踏まえ、所要の規定を整備する。

■ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正

- ① IP網への移行に伴う機能や接続料算定方法に係る規定の追加等
 - ・ IP網への移行に伴い設置される電気通信設備に係る機能を追加する。
 - ・ IP網への移行後の網構成を反映した第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定方法等を新たに規定する。
 - ・ トランクポート等の機能に係る接続料の設定単位を見直すため、所要の規定を整備する。
 - ・ IP網への移行後のメタルIP電話に係る通信量等の記録方法を規定する。
- ② IP網への移行期間中の接続料算定方法
 - ・ 接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る機能を単一の法定機能として規定する。
 - ・ 当該法定機能の接続料の算定方法を規定する。
- ③ 接続料算定に用いる入力値の扱い
 - ・ 令和4年度の接続料算定に用いる入力値を規定する。

■ 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正

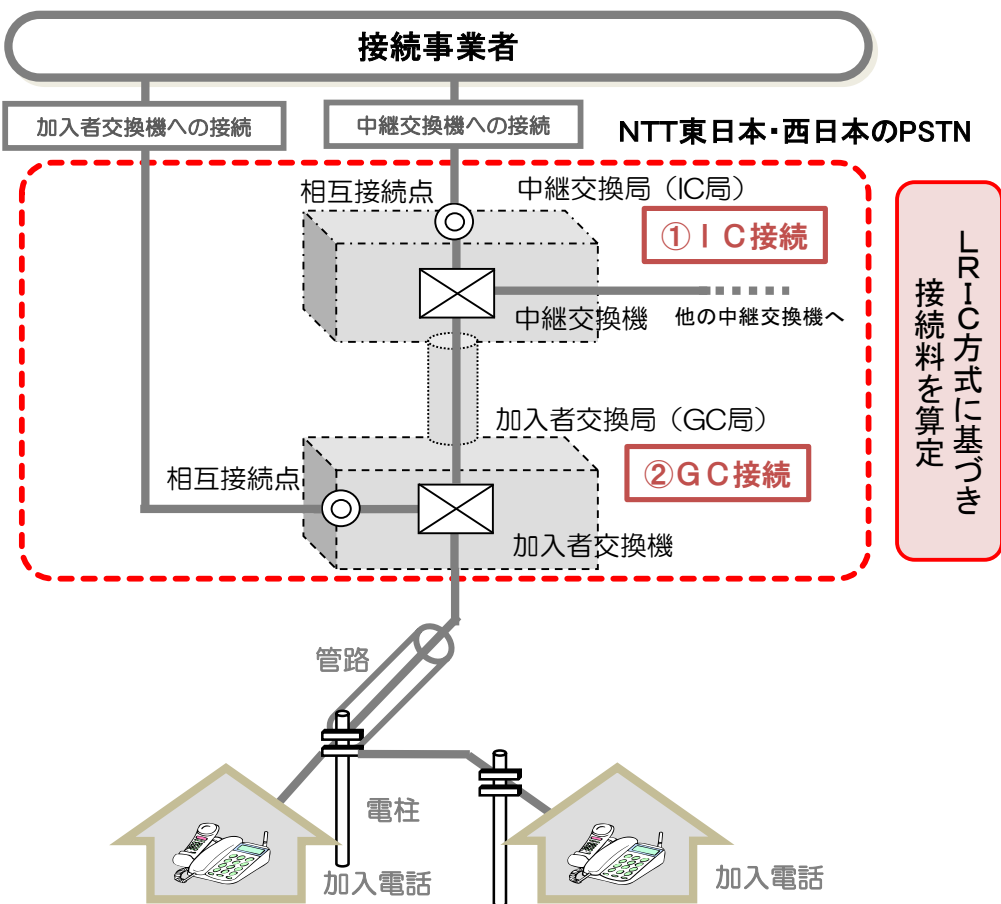
- ④ NTSコストの扱い
 - ・ 令和4年度以降も、引き続き、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストの全額を接続料原価に算入するため、所要の規定を整備する。
- ⑤ 接続料算定に用いる通信量の扱い
 - ・ 令和4年度以降も、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを接続料算定に用いる入力値とするため、所要の規定を整備する。
- ⑥ 東西均一接続料の扱い
 - ・ 令和4年度以降も、引き続き、NTT東日本・西日本の接続料を均一とするため、所要の規定を整備する。

■ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成15年総務省令第119号）の一部改正

- ⑥ 東西均一接続料の扱い
 - ・ 令和4年度以降も、引き続き、NTT東日本からNTT西日本に対して金銭の交付を行うこととするため、所要の規定を整備する。

- 長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。
- LRIC方式は、現在、PSTN(加入者交換機や中継交換機等)の接続料算定に適用している。

■ LRIC方式に基づく接続料算定の現在の対象範囲



LRICモデルの策定及びその適用の決定

※2~3年毎に実施。

- LRICモデルの策定・見直し
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
- 接続料算定の在り方の決定
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。

接続料の算定

※毎年度実施。

- 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し。
- 接続約款の変更認可
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料を適用するためのNTT東日本・西日本の接続約款の変更を認可。
<令和3年度接続料>
 - ①中継交換機への接続(IC接続): 8.91円/3分
 - ②加入者交換機への接続(GC接続): 7.59/3分

- 令和元年6月から、長期増分費用モデル研究会を開催。令和4年度以降の接続料算定に適用可能な長期増分費用モデルとして、IP網への移行後の網構成・網機能を反映した第9次IP-LRICモデルの検討を行い、令和2年5月に中間報告書を取りまとめ。
- 令和2年4月、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について情報通信審議会へ諮問。情報通信審議会において、IP網への移行過程における音声接続料の在り方等について審議を実施。
- 令和3年9月の最終答申において、令和4年4月から令和6年12月までの加入電話の音声接続料については、接続ルート切替前後で、加入電話の発着信に係る負担を単一とすることが適当とされ、単一の接続料等の算定には、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせる適用することが適当とされた。
- 令和3年11月、長期増分費用モデル研究会において、長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続料算定に用いる入力値の見直しを実施。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
長期増分費用モデル研究会	6月 ▲ 検討開始	5月 ▲ 中間報告書 取りまとめ	11月 ▲ 令和4年度接続料算定に 用いる入力値の見直し	
情報通信審議会		4月 ▲ 諮問	9月 ▲ 一部答申	9月 ▲ 最終答申
情報通信行政・郵政行政審議会				11月19日 ▲ 諮問

第9次IP-LRICモデル

令和4年度以降の加入電話接続料の算定方法等*

*「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」の一部として審議。

第一種指定電気通信設備接続料規則等の改正

省令改正案の内容 (1)

① IP網への移行に伴う機能や接続料算定方法に係る規定の追加等

■ IP網への移行に伴い設置される電気通信設備に係る機能を追加 【改正後の接続料規則第4条、第5条】

- ✓ IP網への移行に伴い、①加入者交換機を転用するメタル収容装置、②メタル収容装置の直上に設置される変換装置及び③変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備について、これらの設備に係る機能を新たに定義し、長期増分費用方式による接続料算定の対象とする。

■ 新たな長期増分費用モデル(LRICモデル)による接続料の算定方法を規定 【改正後の接続料規則別表第1の1～別表第5】

- ✓ IP網への移行後の網構成を反映した第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定方法を新たに定める。

■ トランクポート等の機能に係る接続料の設定単位を見直し 【改正後の接続料規則第15条、第16条、第17条】

- ✓ 接続ルート切替前後での加入電話・メタルIP電話発着信に係る負担の単一化を念頭に、占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能の接続料の算定単位をトラヒック単位に変更する。

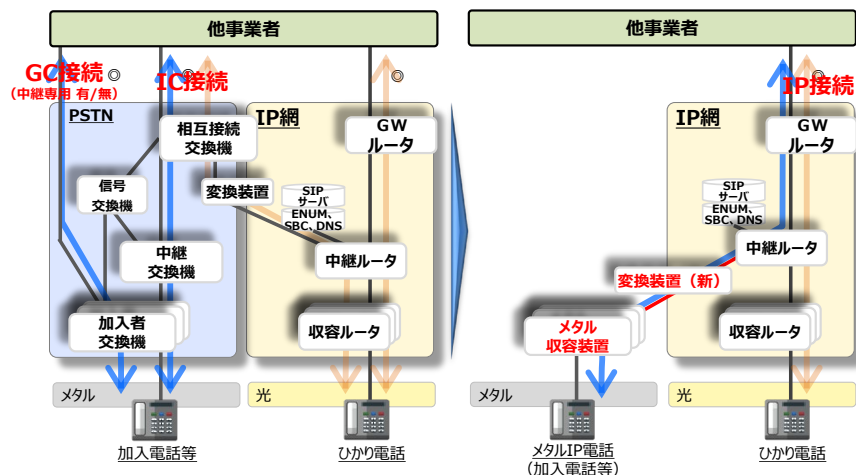
■ IP網移行後のメタルIP電話に係る通信量等の記録方法を規定 【改正後の接続料規則別表第6】

- ✓ IP網移行後のメタルIP電話に係る通信量、回線数等の記録方法を新たに定める。

■ IP網への移行スケジュール

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	①ひかり電話 接続ルート切替開始 令和3年1月	②加入電話 接続ルート切替開始 令和4年6月		③メタルIP電話へ 一斉に契約移行 令和6年1月	④接続ルート 切替完了 令和7年1月	
POIビル環境構築等						
		ひかり電話の接続ルート切替、他事業者間発着の接続ルート切替				
			加入電話着の接続ルート切替			
					加入電話発の接続ルート切替	

■ 接続ルート切替前後における設備構成と接続形態



② IP網への移行期間中の接続料算定方法

■ 接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る機能を単一の法定機能として規定 【改正省令附則第5条】

- ✓ 接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る負担を単一化するため、IP網への移行期間中に限り、接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る機能を、単一の法定機能(加入電話・メタルIP電話接続機能)として新たに規定する。

■ 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料の算定方法を規定 【改正省令附則第6条～第8条、附則別表】

- ✓ 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額と接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額を、IP網へのトラヒックの移行割合により加重平均して、加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料を算定することを新たに定める。
- ✓ 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額の算定には、PSTN-LRICモデルに用いることとし、①加入者交換機での接続(中継伝送専用機能なし)における負担額、②加入者交換機での接続(中継伝送専用機能あり)における負担額及び③中継交換機での接続における負担額を、これらの接続に係るトラヒックにより加重平均して負担額を算定することを新たに定める。
- ✓ 接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額の算定には、IP-LRICモデルを用いることを新たに定める。

加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料

$$\begin{aligned}
 &= \text{接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額}^{\ast 1} \quad \times \quad \text{接続ルート切替前のトラヒック割合}^{\ast 3} \\
 &+ \text{接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額}^{\ast 2} \quad \times \quad \text{接続ルート切替後のトラヒック割合}^{\ast 3}
 \end{aligned}$$

※1 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額

- 接続ルート切替前の接続形態としては、①加入者交換機で接続を行う形態（中継伝送専用機能の使用なし）、②加入者交換機で接続を行う形態（中継伝送専用機能の使用なし）、③中継交換機で接続を行う形態の3形態が存在。
- PSTN-LRICモデルで算定したこれら3形態に係る負担額を、通信時間の比率で加重平均することで、接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額を算定。

※2 接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額

- 接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額は、IP-LRICモデルで算定した県間伝送路設備の負担額を含めて算定。
- なお、電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第1号の2の規定により定める県間伝送路設備の負担額は、IP網への移行期間中のメタルIP電話発着信に係るものについては、取得しないこととする。

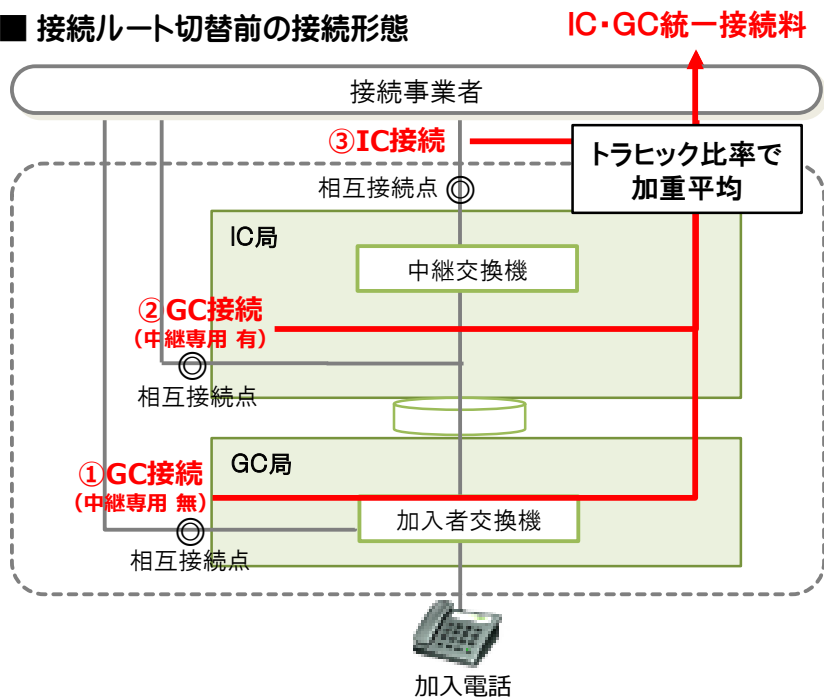
※3 接続ルート切替前後のトラヒック割合

- IP網への移行スケジュールに関するNTT東日本・西日本から総務省への報告（令和3年9月末）内容を踏まえ、総務省において算定。

接続ルート切替後のトラヒック割合：

令和4年度 9% 令和5年度 34% 令和6年 77%

■ 接続ルート切替前の接続形態



■ IP網への移行スケジュール(加入電話関係)とトラヒック内訳

呼種		トラヒック (百万時間)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加入電話発	他事業者着	委員限り			
	加入電話着 (中継・サービス呼)				令和6年1月~12月 は切替実施
	ひかり電話着 (中継・サービス呼)				
他事業者発	加入電話着				
加入電話発 (中継・サービス呼)			令和4年6月~令和6年12月 に切替実施		
ひかり電話発 (サービス呼)					

※トラヒックは令和2年度実績。
出典:NTT東日本・西日本からの報告を基に総務省にて作成。

③ 接続料算定に用いる入力値の扱い

■ 令和4年度の接続料算定に用いる入力値を規定 [【改正後の接続料規則別表第2の2、別表第4の3】](#)

- ✓ 長期増分費用モデル研究会での検討結果を踏まえ、LRICモデルへの入力値(投資額比率、設備単価、耐用年数等)を、令和4年度の接続料算定に必要な値に見直す。

④ NTSコストの扱い

■ き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への全額算入措置を継続 [【改正後の平成17年改正省令附則第7項、第10項】](#)

- ✓ 接続ルート切替前の接続料の算定において、利用者料金に及ぼす影響を緩和するため、PSTN-LRICモデル上のNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの全額を接続料原価に算入することとする措置の期限を、令和6年12月31日まで延長する。
※ 接続ルート切替後の接続料等の算定に用いるIP-LRICモデルには、き線点RT-GC間伝送路コストに該当するコストは存在しない。

⑤ 接続料算定に用いる通信量の扱い

■ 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の使用を継続 [【改正後の平成17年改正省令附則第12項】](#)

- ✓ 接続料算定に用いる通信量について、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量を使用することとする措置の期限を、令和6年12月31日まで延長する。

■ IP網への移行期間中の通信量の記録方法を規定 [【改正省令附則第4条】](#)

- ✓ IP網への移行期間中の接続料算定には、接続ルート切替前後の通信量の合算値を使用することから、当該期間における通信量の記録に際しては、接続ルート切替による通信量増減の影響を考慮した加入電話・メタルIP電話の通信量を記録することとする。

⑥ 東西均一接続料の扱い

■ NTT東日本・西日本の接続料の均一化を継続

【改正後の平成17年改正省令附則第15項】

- ✓ NTT東日本・西日本の加入電話に係る接続料を均一化するために、両事業者の原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとする措置の期限を、令和6年12月31日まで延長する。

■ NTT東日本からNTT西日本に対する金銭の交付を継続

【改正後の金銭の交付に関する省令第2条】

- ✓ NTT東日本・西日本の加入電話に係る接続料を均一化することに伴い、NTT東日本からNTT西日本に対して金銭の交付を行うこととする措置の期限を、令和6年12月31日まで延長する。

令和3年11月19日

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案を諮問

令和3年11月20日～同年12月20日

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案の意見募集

令和4年1月上旬

- ・ 意見募集の結果を踏まえた接続委員会における審議

令和4年1月中旬

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)からの答申

令和4年2月頃

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を公布

(参考) 改正省令公布後

- ・ 総務大臣からNTT東日本・西日本へ接続料算定に用いる資産及び費用の整理の手順を通知
- ・ NTT東日本・西日本から接続約款の変更認可申請(令和4年度接続料)
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に諮問、意見募集
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)からの答申
- ・ NTT東日本・西日本の接続約款の変更を認可

IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申

～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～

概要

(第2章抜粋)

令和3年9月1日

<移行過程の接続料算定方法の適用期間について>

○ IP網への移行予定を踏まえれば、次期接続料算定方法の適用期間は、令和4年4月から令和6年12月までとすることが適当。

<指定設備等について>

○ IP網への移行に伴い、加入者交換機を転用するメタル収容装置、メタル収容装置の直上に設置される変換装置及び変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備を、新たに第一種指定電気通信設備として指定すべき。

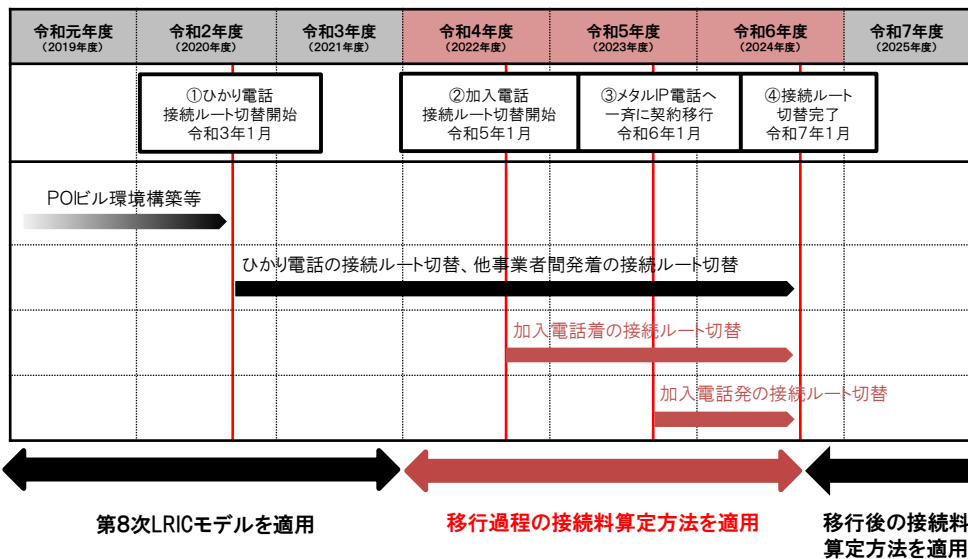
○ 加入電話により新たに使用される県間通信用設備及び中間配線架(パッチパネル)は、移行期間のひかり電話における整理と同様に、まずは「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置付けるべき。

<移行過程の公平な接続料の算定方法について>

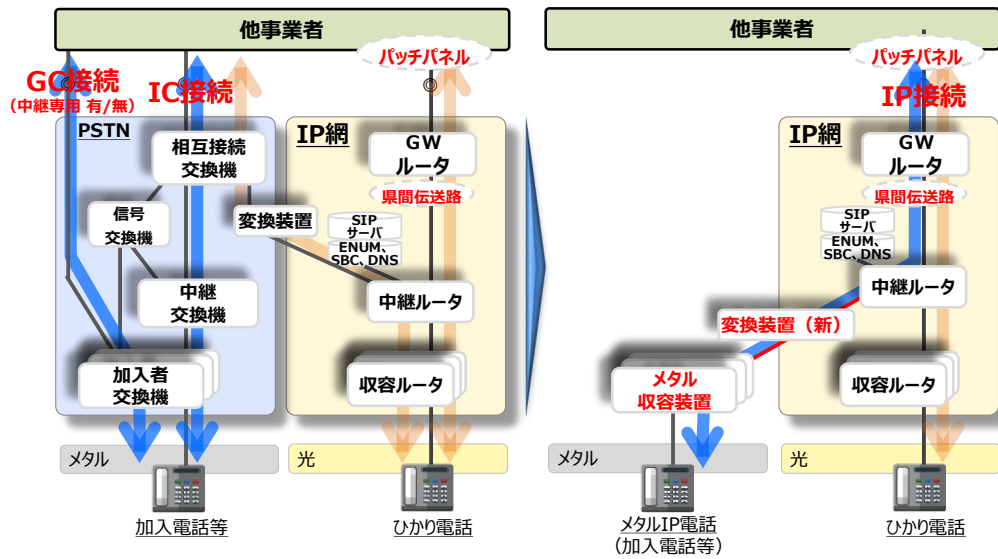
○ 公平性を担保するため、接続ルート切替前後で、加入電話の発着信に係る接続料等の負担を単一とすることが適当。

○ 接続ルート切替前の加入電話の発着信(IC-POI経由、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用なし)、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用あり))に係る接続料負担を単一とした上で、接続ルート切替後の加入電話の発着信(IP-POI経由)に係る接続料等負担との単一化を行うことが適当。

■ IP網への移行スケジュール



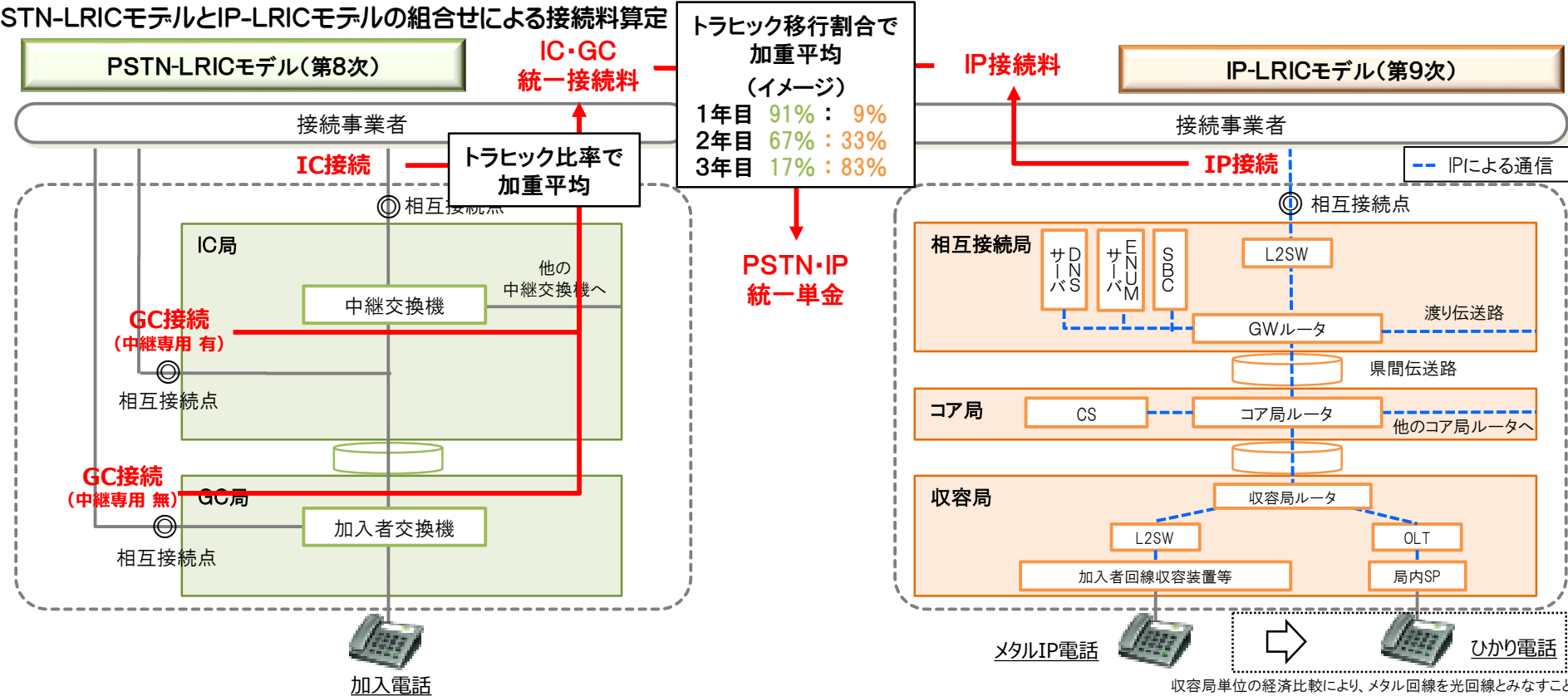
■ 接続ルート切替前後における設備構成と接続形態



<長期増分費用(LRIC)方式の適用について>

- 次期接続料算定期間の加入電話に係る接続料算定について、接続料算定における適正性・公平性・透明性を確保するとともに、非効率性を排除する観点から、引き続き、LRIC方式を用いることが適当。
- 接続ルート切替前後で単一化する接続料等は、接続ルート切替前の網に対応した**第8次PSTN-LRICモデル**と接続ルート切替後の網に対応した**第9次IP-LRICモデル**により算定した接続料等を、移行工程・スケジュールを踏まえてあらかじめ定めた**年度ごとのトラヒック移行割合で加重平均して算定**する。
- 次期接続料算定期間における第9次IP-LRICモデルの適用では、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当。その上で、モデル上での光回線への置き換えについては、検討を継続することが適当。

■ PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによる接続料算定



收容局単位の経済比較により、メタル回線を光回線とみなすことが可能なロジックを有するが、次期接続料算定期間においては適用しない。

<価格圧搾のおそれへの対応について>

- 次期接続料算定方法の適用期間においても、不当な競争を回避するため、加入電話の接続料について価格圧搾のおそれの検証等が必要。
- 価格圧搾のおそれが生じる場合は、他のサービスと同様に、「接続料と利用者料金関係の検証に関する指針」(平成30年2月総務省)に基づく方法により対応することが適当。

<NTSコストの扱いについて>

- NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則。
- 他方、ユニバーサルサービス制度に係る利用者負担抑制の観点から、第8次PSTN-LRICモデルによる接続料の算定におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、引き続き、接続料原価にその100%を算入することがやむを得ない。

<東西均一接続料の扱いについて>

- NTT東日本・西日本の接続料は、個別に算定・設定することが原則。
- 他方、次期接続料算定方法の適用期間においても、東西別接続料の試算結果における東西格差は依然として大きく、東西別接続料への是正は現実的ではない。
- 今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、東西別接続料への是正について検討を行うことが必要。

■ 接続料試算結果

(円/3分)

	R4AC	R5AC	R6AC
① GC・IC接続統一単金(第8次PSTNモデル)	9.08	9.55	10.05
② IP接続単金(第9次IPモデル)	5.25	5.58	5.95
③ PSTN・IP統一単金(①と②を移行割合で加重平均)	8.73	8.24	6.64

※ 各年度のIP網への移行割合は仮定値。
 ※ 試算値は、試算方法等に起因する誤差を含む可能性がある。
 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラフィック傾向変化の可能性を考慮し、通話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施。
 本試算結果は、中間的な入力値による試算結果を示したものの。